

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	4		
使途名	米粉用米の複数年契約取組への加算						
対象作物	米粉用米(基幹作)						
単 価	3,000円/10a以内						
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○令和4年度の複数年契約取組面積は米粉用米38haとなり、目標①（複数年契約取組面積）は未達成となった。</p> <p>○令和4年度の作付面積は59haとなり、目標を達成することができた。令和4年産米価の大幅な下落危機を関係機関一体となって周知し、作付転換を推進したことにより、複数年契約及び作付面積が拡大となった。</p> <p>○令和5年度は米粉専用品種の拡大や、実需者と連携した取り組みを推進することで面積の拡大を図っていくこととし、目標①、②ともに目標を上方修正する。</p> <p>複数年契約取組面積：令和5年度 41ha→60ha 作付面積：令和5年度 50ha→90ha</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○米粉用米については、需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種へ転換し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、さらなる生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>○実需者と連携した取組を推進することで、面積の拡大を図っていくこととし、R5年度はR4年度から1.5倍に拡大を目指すこととした。</p>						
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	米 粉 用 米	①複数年契約取組面積	目標	20ha	35ha	41ha	60ha
			実績	29ha	41ha	38ha	—
		②作付面積	目標	40ha	44ha	50ha	90ha
実績			37ha	43ha	59ha	—	
内 容	米粉用米の作付けに当たって、次の要件を満たす農業者の3年以上の複数年契約の締結に対して配分する。						
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 生産者と集荷団体（又は実需者） 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和3年産または令和4年産から3年以上の複数年契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和5年産から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。 						
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト 						
成果等の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> ①令和5年12月末までに、米粉用米の作付面積を集計する。 ②令和6年3月末までに、作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。 						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

〔加工用米〕
〔米粉用米〕の複数年契約に関する覚書

_____（以下「甲」という）と集荷業者_____（以下「乙」という）
とは、甲の生産する令和 5・6・7 年産の加工用米（種類）_____の生産・出荷に関し、次の
とおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

（売渡委託等）

- 第 1 条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」
（以下「国の要領」という）の加工用米について、売渡しの委託または売渡し（以下「売渡委託
等」という）を行い、収穫後乙に出荷する。
- 2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

（売渡委託等を行う数量）

- 第 2 条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量
変更を行うことができるものとする。
- 令和 5 年産米 : 数量 : _____ 玄米 kg
令和 6・7 年産は、5 年産の数量と同じとする。
- 2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本
覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。
- 3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産
省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき
売渡委託等が行われたものとする。

（違約金）

- 第 3 条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第 2 条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払
う。
- 2 違約金の単価は、玄米 60kg あたり _____ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正 1 通、写 1 通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

（生産者コード）

甲（住所） 印
（氏名）

乙 印